

派遣労働者の健康診断など健康管理に関する分担

2020.10

労働安全衛生法では事業者の義務ですが、派遣法第45条3項に、一部の安衛法条文の事業者（派遣元）を派遣先の事業者と読み替える規定があります。下表の担当に疑義がある場合は労働基準監督署にお問い合わせください。

△派遣先と調整し、派遣先と合わせて実施してもよい ◎主担当

項目（安衛法条文）	派遣先	派遣元	
安全（健康）配慮義務	○	○	
一般健康診断	実施（費用負担）（66条1項）	△	○
	本人への結果の通知（66条の6）		○
	記録（個人票）作成・保存（66条の3）		○
	医師の意見聴取 事後措置 （66条の4）（66条の5）	業務内容等の情報提供 結果を提供 ○	→ ○ ←
	特定業務健診（66条1項）	業務内容等の情報提供	→ ○注1
	労働基準監督署長への健診結果の報告		○
	保健指導（66条の7）		○
健康相談（69条）	○	◎	
特殊健康診断	実施（費用負担）（66条2項）	○	
	医師の意見聴取（66条の4）	○	→ 結果を報告
歯牙健診	事後措置（66条の5）	○	○
	記録（個人票）作成・保存（66条の3）	◎	→ 結果を報告○
じん肺健康診断	本人への結果の通知（66条の6）		○注2
	じん肺管理区分決定手続き	○	→ 結果の報告
	労働基準監督署長への健診結果の報告	○	
ストレスチェック （66条の8）	労働基準監督署長へのじん肺健康管理実施状況書の報告	○	
	実施	△	○
	集団分析	△	○
	面接指導	情報提供 結果を報告	→ ○ ←
	記録・保存		○
過重労働対策 （66条の8の2～4）	事後措置	○	◎
	時間外労働時間の把握	○	→ 報告
	長時間労働者の面接指導	情報提供 結果を報告	→ ○ ←
	記録・保存		○
特別教育	○		
職長教育	○		

注1 安衛法第66条1項の健康診断。派遣先に安衛法第66条1項の義務を課した条文は見当たらない

注2 派遣先に結果の報告（安衛法66条の6）義務を課した条文が見当たらない